

米沢市市民バス（万世線）の指定管理者の管理運営に関する仕様書

1 管理運営の基本方針

バスの管理運営は、次に掲げる方針に沿って行うこと。

- (1) 運転業務については、安全に万全を期すこと。
- (2) 市民バスの利用については、障がい者を含め平等かつ公平な取扱いをすること。
- (3) 利用者のニーズに応えた効果的かつ効率的な管理運営を行うこと。
- (4) 市民バスの設置目的に即した管理運営を行うこと。
- (5) 市民バスの管理運営上関係する法令等を遵守すること。

2 施設の概要

- (1) 名 称 米沢市市民バス（万世線）
- (2) 位 置 米沢市金池五丁目2番25号
- (3) 規 模 路線バス3台（万世線2台・予備車1台）
- (4) 構 造 中型路線バス（9m級）3台
- (5) 開 設 平成10年4月1日運行開始

3 米沢市市民バス（万世線）運営の基本方針

米沢市市民バス（万世線）は、交通手段の確保と市民福祉の向上を目的として設置された公の交通機関であり、当該バスの運営を通じて、交通手段を持たない高齢者や学生など、いわゆる交通弱者の移動手段の確保に努める。

4 指定管理の期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで

5 業務の基本事項について

- (1) 米沢市市民バス（万世線）の運行
- (2) 米沢市市民バス（万世線）使用料の収納業務
- (3) バス車両の保管及び管理業務
- (4) バス停留所標識の維持管理

6 運行体制について

- (1) 次の事項を別紙1「運行体制に関する調書」により提出すること
 - ア 会社の概要等
 - イ 運行管理・整備管理体制
 - ① 道路運送法に規定する運行管理者の氏名等
 - ② 道路運送法に規定する整備管理者の氏名等
 - ③ 運行管理・整備管理に関する指揮命令系統をフローチャートで表したもの
 - ウ 運行業務に従事する運転手の氏名等
 - エ 安全運転を行うための会社の取組を記載したもの
 - オ 事故処理体制をフローチャートで表したもの
 - カ 車両保管場所を明示した図面
- (2) 運転は大型第二種運転免許証所有者が行うこと
- (3) バス車両は市が所有している車両を使用すること

- (4) 正社員数 10 名以上で、その内大型第二種運転免許証の所有者が 5 名以上であること

7 運行業務について

(1) 運行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(2) 運休日

日曜日（5 月～11 月の第 1 日曜日を除く）、祝（休）日、8 月 13 日から 16 日まで、12 月 29 日から 1 月 3 日まで

(3) 運行する路線（詳細別紙 2 「市民バス・万世線運行経路図」のとおり）

- ・万世線

※運行する路線は、協議の上、適宜見直しを行う場合があります。

(4) 運行ダイヤ（詳細別紙 3 「市民バス時刻表」のとおり）

- ・上り 1 日 7 便

- ・下り 1 日 8 便

※運行ダイヤは、協議の上、適宜見直しを行う場合があります。

(5) 状況に応じた乗降客の介助

(6) その他

- ・車内アナウンスの操作及び行先表示器の操作を正確に行うこと。

8 使用料徴収業務等の事務処理について

徴収した使用料や利用者数等の把握・データ整理を次のとおり行うこと。

(1) 日報（別紙 4 「市民バス万世線運行業務日報」）

普通使用料（現金運賃）、使用済みの回数乗車券の金額を集計すること。なお、使用済みの乗車券は、毎月 1 回市に提出すること。

(2) 月報（別紙 5 「市民バス万世線運行業務月報」）

日報を集計した月報を作成すること。

(3) バス停ごとの乗降者人数（様式任意）

バス停ごとの乗降者人数をカウントし、集計すること。

(4) 燃料購入量（様式任意）

路線別、車両別に燃料購入量を把握、集計すること。

(5) 利用実績の報告

(1)から(4)までの書類を毎月 1 回、翌月 5 日まで市に報告すること。ただし、5 日が休日の場合、その日以後の最初の休日でない日までとする。

(6) 使用料等の管理について

ア 徴収した使用料は、専用の口座に入金すること。

イ 専用の口座の預金利子は、市に納付すること。

(7) 使用料の徴収事務委託契約について

使用料の徴収に関する業務については、別途、使用料徴収事務委託契約を締結し業務を行うこと。

9 バスの保管及び管理業務について

- (1) バス車両については、指定管理者で責任を持って保管及び管理すること。
- (2) バスの任意保険について
 - ア バスの任意保険に必ず加入すること。補償内容は、次の内容を下回らないものとする。
 - ① 対人賠償責任保険 無制限
 - ② 対物賠償責任保険 無制限
 - ③ 人身傷害保険 1名につき2億円
 - ④ 車両保険 車両取得価格から経過年数に応じた減価額を差し引いた額（車両取得価格の10%を下回らないこと）
- イ 保険契約又は保険契約更新が終了後、速やかに保険証券の写しを市に提出すること。
- (3) 保管・管理するバス車両（別紙6「市民バス車両の概要」）
 - ・中型路線バス 3台
- (4) バスの清掃及びワックス掛け
 - ・清掃は毎日行うこと。ワックス掛けは毎月原則2回行うこと。ただし冬期間はできる限りにおいて行うこと。

10 バス停留所標識の維持管理について

- (1) バス停留所標識の数
 - 59基（変更になる場合があります）
- (2) 維持管理の内容
 - ア 破損等の修理
 - イ 時刻表改正があった場合の時刻表の貼替え
 - ウ 冬期間のスノーボールの設置・撤去（一部の標識）
 - エ 冬期間の除雪

11 安全運転及び事故処理体制について

- (1) 市民バスは不特定多数の者が乗車するので安全運行には万全を期するとともに、安全運行及び運行業務に関する研修を十分行うこと。
- (2) 緊急事故等における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。
- (3) 万が一事故が発生した場合の処理は責任を持って指定管理者が行うこと。また、事故直後は速やかに市へ口頭で報告するとともに、別紙7「事故報告書」により書面で報告すること。

12 その他業務等

- (1) バスの忘れ物についての対応
- (2) 運転手は制服（帽子を含む）を着用すること。制服等については指定管理者が用意すること。
- (3) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせることはできない。
- (4) 業務の一部を請け負わせる相手方は、本市に指名登録する業者とする。ただし、その業務が特殊技術を要する等これにより難しい場合は、この限りでない。
- (5) 業務の一部を請け負わせる場合は、必ず本市内に所在する業者に請け負わせること。ただし、請け負わせる業者が本市内にないときは、この限りでない。
- (6) 個人情報及び業務上知り得た情報の取扱いには十分留意し、組織的な措置を講じること。

- (7) 市の求めに応じ、車両、帳簿等の現地検査を市に行わせること。

13 管理に係る経費の内訳について

指定管理者が負担する経費の内訳は次のとおりとする。

区分	具体的な内容
人件費	バス運行業務従事者及び事務従事者の給与、賞与、法定福利費、厚生福利費等
消耗品費	事務用消耗品、バス停留所標識の修繕費、尿素水代等
燃料費	軽油代
修繕費	エンジンオイル、バッテリー液、ウォッシャー液、室内蛍光灯、夏・冬タイヤ代 1 か月点検、3 か月点検及び車検時の費用（印紙代を含む） その他バス車両に係る修繕費 ※自動車重量税及び自賠責保険料は市が負担
保険料	自動車保険料（任意保険）
除雪費	停留所標識の除雪費（1 日 2 時間、年間 30 日程度作業を行い、場合によっては排雪も行うこと）
管理費	上記に含まれない経費

14 管理運営上の留意事項

(1) 経理に関する事項

市が支払う経費は、原則的に 1 会計年度分ごとに支払うこととし、経費の額、支払時期等は、協定で定める。

(2) 個人情報の保護に関する事項

ア 個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める個人情報保護に関する法律についてのガイドラインを遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、別記「米沢市個人情報取扱特記事項」に記載のとおり個人情報を適正に取り扱うこと。

イ 指定管理者のみが保有し、管理主体となっている個人情報について、市民等から情報の開示等を求められたときは、個人情報保護法第 33 条の規定に基づき指定管理者で対応すること。

(3) 情報の公開に関する事項

市民バスの管理運営に係る情報について、市民等から情報の公開を求められたときは、市の情報公開制度に準じた取扱いをすること。

(4) 環境への配慮に関する事項

ア 管理運営に当たっては、環境法規制等の順守とともに、米沢市環境方針に基づき、米沢市環境マネジメントシステム及び地球温暖化対策実行計画における取組に協力し、次に掲げる項目について配慮すること。

① 省エネルギー・省資源に関すること。

例：エコドライブの実践

- ・ 不必要なアイドリング、空ぶかし、急発進及び急加速をしない。
- ・ 車間距離を十分とって定速走行を心がける。
- ・ エアコンは必要以上に使用しない。
- ・ エンジンブレーキを使用する

② 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関すること。

③ グリーン購入の推進に関すること。

④ その他、業務遂行に関しての、環境負荷の低減に関すること。

イ アに掲げる項目のほか、環境への配慮に係る取組について疑義がある場合は、市と協議の上、決定する。

(5) 損害賠償に関する事項

市民バスの管理運営に起因する損害又は傷害に対する賠償は、指定管理者がその責めを負うこと。

15 指定の取消し

市の改善の指示に従わないため、市民バスの管理運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、指定管理者の指定を取り消すことがある。

16 市と指定管理者とのリスク分担

市と指定管理者とのリスク分担については、別表の「リスク分担表」によるものとする。

別記

米沢市個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 指定管理者は、この協定による事務又は事業を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護委員会が定める個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインを遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 指定管理者は、この協定による事務又は事業に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、この協定による事務又は事業に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 指定管理者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 指定管理者は、この協定による事務又は事業に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、書面により市に報告しなければならない。

5 指定管理者は、前項の規定により報告した事項に関し、市が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。

（秘密の保持）

第3条 指定管理者は、この協定による事務又は事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理が終了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

（従事者の監督）

第4条 指定管理者は、この協定による事務又は事業の処理に従事している者（以下「従事者」という。）がこの協定による事務又は事業に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。指定管理が終了し、又は指定が取り消された後においても同様とする。

(指定管理業務以外の目的への利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 指定管理者は、市の承諾があるときを除き、この協定による事務又は事業に関して知り得た個人情報の内容を当該事務又は事業を処理するため以外に利用し、又は第三者（指定管理者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第6条 指定管理者は、市の承諾があるときを除き、この協定による事務又は事業を処理するために市から貸与された個人情報に記載された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 指定管理者は、この協定による事務又は事業を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）をしてはならない。

- 2 指定管理者は、この協定による事務又は事業をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を市に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、指定管理者は、再委託先にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 指定管理者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 指定管理者は、再委託先に対してこの協定による事務又は事業を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、市の求めに応じて、管理・監督の状況を市に対して適宜報告しなければならない。
- 6 前5項の規定は、2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）について準用する。

(提供資料等の返還等)

第8条 指定管理者は、この協定による事務又は事業を処理するために市から提供され、又は作成した個人情報に記載された資料等を、指定管理の終了後直ちに市に返還しなければならない。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 指定管理者は、この協定による事務又は事業を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 指定管理者は、市に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(報告)

第10条 市は、個人情報保護のために必要な限度において、指定管理期間中、指定管理者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

(監査及び検査)

第11条 市は、この協定に係る個人情報等の取扱いについて、この協定の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、指定管理者、再委託先又は再々委託等先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 市は、個人情報保護のために必要な限度において、指定管理期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び管理業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

(事故発生時における報告)

第12条 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従わなければならない。指定管理が終了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第13条 指定管理者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書を市に提出しなければならない。

2 指定管理者は、個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、再委託先に対し、前項の研修を実施させ、同項の報告書を指定管理者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、指定管理者は、再委託先から提出された研修実施報告書を市に提出しなければならない。

4 前3項の規定は、再々委託等先について準用する。

(協定の取り消し及び損害の賠償)

第14条 市は、次のいずれかに該当するときは、この協定を取り消し、又は指定管

理者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために指定管理者が取り扱う個人情報について、指定管理者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この協定による事務又は事業の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、指定管理者が再委託又は再々委託等をした先において発生した場合であっても、当該指定管理者が負うものとする。

リスク分担表（指定管理者制度）

種 類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○ ※1
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
法令等の変更	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加	○	
	上記以外の改正等による経費の増加		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
運営費の膨張	市以外の要因による運営費の膨張		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案による業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備等の復旧に係る経費の増加	○	
施設・設備の損傷による修繕等	指定管理者の故意又は過失による施設・設備の損傷に伴う修繕費用等		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因による修繕費用等	○	
	上記以外の修繕費用等（経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等）	※2	
第三者への賠償	市の施設・設備の瑕疵により損害を与えた場合	○	
	指定管理者の管理・運営において、故意又は過失により損害を与えた場合		○
自動車保険	自賠責保険への加入	○	
	任意保険への加入		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間を終了した場合における事業者の撤収費用		○
	指名の取消し又は業務停止により指定管理者及び市に生じた経費		○

※1 大幅な変動の場合は、指定管理料の補填又は返還について市で検討を行います。

※2 1件当たり 500,000 円未満の修繕については、原則として指定管理者の負担とし、これを超える修繕については市との協議事項とします。

（注意事項）リスク分担表に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定するものとします。

運行体制に関する調書

1 会社の概要等

名 称	
代 表 者	
本 社 の 住 所	
電 話 番 号	
フ ァ ッ ク ス 番 号	
資 本 金	
正 社 員 数	
年 商	
業 務 の 概 要 等	

2 運行管理・整備管理体制

(1) 道路運送法に規定する運行管理者の氏名等

氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
運行管理資格者番号	

(2) 道路運送法に規定する整備管理者の氏名等

氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
整備管理資格者番号	

(3) 運行管理・整備管理に関する指揮命令系統をフローチャートで表したもの
別紙記載

3 運行業務に従事する運転手の氏名等

1	氏 名		顔写真
	住 所		
	生年月日		
	免許番号		
2	氏 名		顔写真
	住 所		
	生年月日		
	免許番号		
3	氏 名		顔写真
	住 所		
	生年月日		
	免許番号		
4	氏 名		顔写真
	住 所		
	生年月日		
	免許番号		
5	氏 名		顔写真
	住 所		
	生年月日		
	免許番号		

※大型第二種運転免許所有者に限る

※運転手が5名を超える場合は適宜行を追加すること

4 安全運転を行うための会社の取組を記載したもの

別紙記載

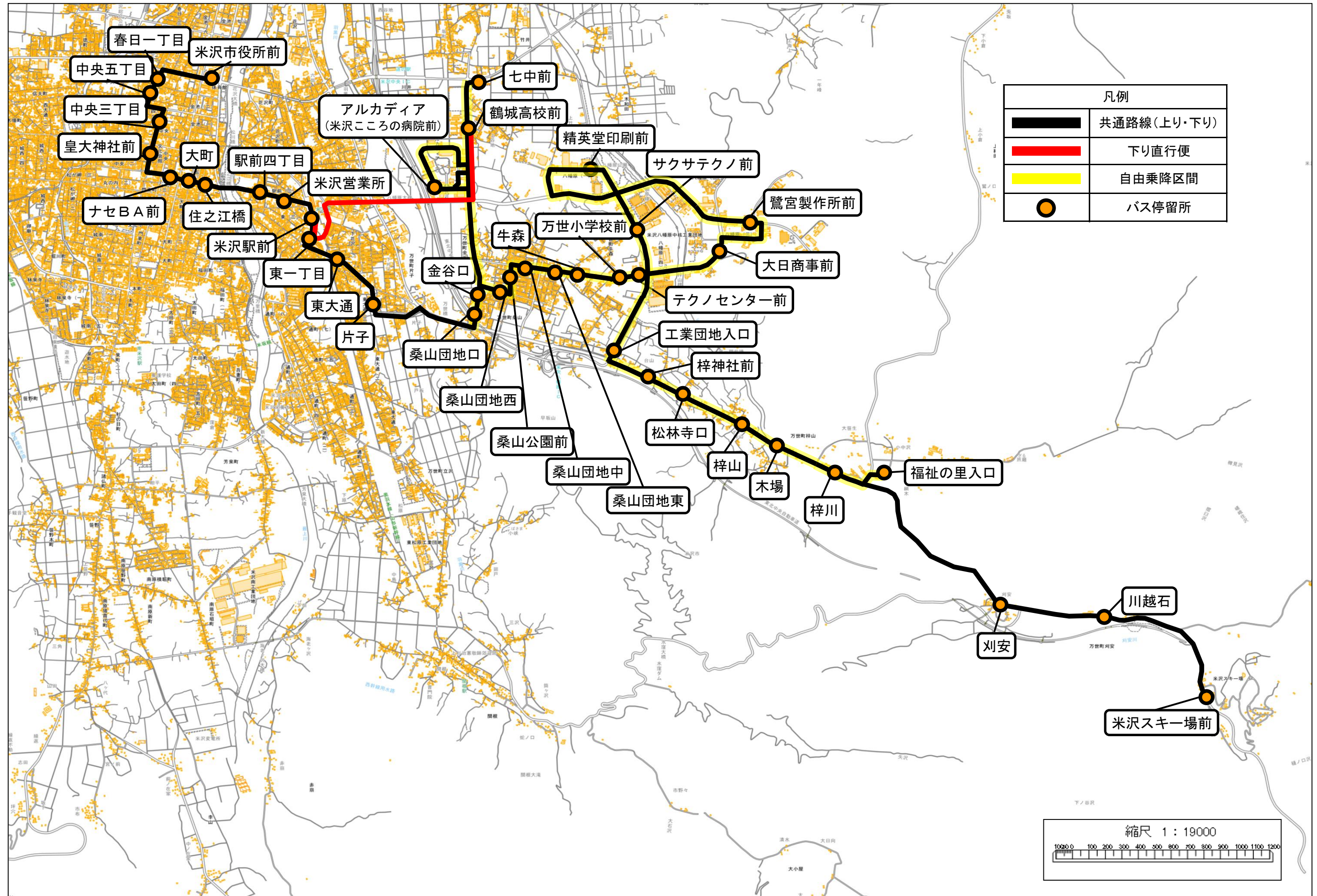
5 事故処理体制をフローチャートで表したもの

別紙記載

6 車両保管場所を明示した図面

別紙記載

市民バス・万世線 運行経路図



市民バス時刻表 万世線（上り）【夏】

【夏】万世 → 米沢駅前 → 米沢市役所（上り）

令和9年4月1日改正案

バス停名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便
	新	新	新	新	新	新	新
米沢スキー場前							
川越石 (万世大路記念碑公園)							
刈安							
福祉の里入口 (栄光の里入口)	7:25	7:45	9:30	11:30	15:45		
梓川	7:26	7:46	9:31	11:31	15:46		
木場	7:27	7:47	9:32	11:32	15:47		
梓山	7:27	7:47	9:32	11:32	15:47		
松林寺口	7:28	7:48	9:33	11:33	15:48		
梓神社前	7:28	7:48	9:33	11:33	15:48		
工業団地入口	7:29	7:49	9:35	11:35	15:49		
大日商事前	—	—	—	—	—	—	18:00
鷺宮製作所前	—	—	—	—	—	—	18:02
精英堂印刷前	—	—	—	—	—	—	18:04
サクサテクノ前	—	—	—	—	—	—	18:06
テクノセンター前	7:30	7:50	9:40	11:40	15:50	16:50	18:08
万世小学校前	7:31	7:51	9:41	11:41	15:51	16:51	18:09
牛森	7:31	7:51	9:41	11:41	15:51	16:51	18:09
桑山団地東	7:32	7:52	9:42	11:42	15:52	16:52	18:10
桑山団地中	7:32	7:52	9:42	11:42	15:52	16:52	18:10
桑山公園前	7:33	7:53	9:43	11:43	15:53	16:53	18:11
桑山団地西	7:34	7:54	9:44	11:44	15:54	16:54	18:12
アルカディア (米沢こころの病院前)	—	—	—	11:47	15:57	16:57	18:15
アルカディア口	—	—	—	—	—	—	—
鶴城高校前	—	7:58	—	—	16:00	17:00	18:18
七中前	—	7:59	—	—	16:01	17:01	18:19
金谷口	7:36	8:02	9:45	11:52	16:04	17:04	18:22
桑山団地口	7:37	8:02	9:45	11:52	16:04	17:04	18:22
片子	7:40	8:04	9:47	11:54	16:06	17:06	18:24
東大通	7:42	8:05	9:48	11:55	16:07	17:07	18:25
東一丁目	7:44	8:06	9:49	11:56	16:08	17:08	18:26
米沢駅前（東口）	—	—	—	—	—	—	—
米沢駅前	7:45	8:07	9:50	11:57	16:09	17:09	18:27
米沢営業所	7:47	8:09	9:52	11:59	16:11	17:11	
駅前四丁目	7:47	8:09	9:52	11:59	16:11	17:11	
住之江橋	7:48	8:10	9:53	12:00	16:12	17:12	
大町	7:48	8:10	9:53	12:00	16:12	17:12	
ナセBA前	7:50	8:12	9:55	12:02	16:14	17:14	
皇大神社前	7:52	8:14	9:57	12:04	16:16	17:16	
中央三丁目	7:53	8:15	9:58	12:05	16:17	17:17	
中央五丁目	7:55	8:17	10:00	12:07	16:19	17:19	
春日一丁目	7:56	8:18	10:01	12:08	16:20	17:20	
米沢市役所前	7:57	8:19	10:02	12:09	16:21	17:21	

運休日: 日曜日（5月～11月の第1日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

市民バス時刻表 万世線（下り）【夏】

【夏】米沢市役所 → 米沢駅前 → 万世（下り）

令和9年4月1日改正案

バス停名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便
米沢市役所前		8:50	11:15	13:45	14:30	15:25	17:10	17:40
春日一丁目		8:52	11:17	13:47	14:32	15:27	17:12	17:42
中央五丁目		8:53	11:18	13:48	14:33	15:28	17:13	17:43
中央三丁目		8:54	11:19	13:49	14:34	15:29	17:14	17:44
皇大神社前		8:55	11:20	13:50	14:35	15:30	17:15	17:45
ナセBA前		8:56	11:21	13:51	14:36	15:31	17:16	17:46
大町		8:57	11:22	13:52	14:37	15:32	17:17	17:47
住之江橋		8:58	11:23	13:53	14:38	15:33	17:18	17:48
駅前四丁目		8:59	11:24	13:54	14:39	15:34	17:19	17:49
米沢営業所		8:59	11:24	13:54	14:39	15:34	17:19	17:49
米沢駅前	8:15	9:01	11:26	13:56	14:46	15:36	17:21	18:00
東一丁目	—	9:02	11:27	13:57	14:47	15:37	17:22	18:01
東大通	—	9:03	11:28	13:58	14:48	15:38	17:23	18:02
片子	—	9:04	11:29	13:59	14:49	15:39	17:24	18:03
桑山団地口	—	9:06	11:31	14:01	14:51	15:41	17:26	18:05
金谷口	—	9:06	11:31	14:01	14:51	15:41	17:26	18:05
アルカディア (米沢こころの病院前)	—	9:09	11:34	14:04	14:54	—	—	
鶴城高校前	8:24	—	—	—	14:57	15:45	17:30	18:09
七中前	8:25	—	—	—	14:58	15:46	17:34	18:10
桑山団地西	8:27	9:14	11:39	14:09	15:00	15:48	17:36	18:12
桑山公園前	8:27	9:14	11:39	14:09	15:00	15:48	17:36	18:12
桑山団地中	8:28	9:15	11:40	14:10	15:01	15:49	17:37	18:13
桑山団地東	8:28	9:15	11:40	14:10	15:01	15:49	17:37	18:13
牛森	8:29	9:16	11:41	14:11	15:02	15:50	17:38	18:14
万世小学校前	8:29	9:16	11:41	14:11	15:02	15:50	17:38	18:14
テクノセンター前	8:30	9:17	11:42	14:12	15:03	15:51	17:39	18:15
大日商事前	8:32	9:19	—	—	—	—	—	
鷺宮製作所前		9:21	—	—	—	—	—	
精英堂印刷前		9:23	—	—	—	—	—	
サクサテクノ前		9:25	—	—	—	—	—	
工業団地入口		9:29	11:44	14:14	15:05	15:53	17:41	
梓神社前		9:30	11:45	14:17	15:06	15:54	17:42	
松林寺口		9:30	11:45	14:17	15:06	15:54	17:42	
梓山		9:31	11:46	14:18	15:07	15:55	17:43	
木場		9:31	11:46	14:18	15:07	15:55	17:43	
梓川		9:32	11:47	14:19	15:08	15:56	17:44	
福祉の里入口 (栄光の里入口)		9:33	11:48	14:20	15:09	15:57	17:45	
刈安								
川越石 (万世大路記念碑公園)								
米沢スキー場前								

運休日：日曜日（5月～11月の第1日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

市民バス時刻表 万世線（上り）【冬】

【冬】万世 → 米沢駅前 → 米沢市役所（上り）

令和9年4月1日改正案

バス停名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便
	新	新	新	新	新	新	新
米沢スキー場前					15:35		
川越石 (万世大路記念碑公園)					15:37		
刈安					15:39		
福祉の里入口 (栄光の里入口)	7:05	7:45	9:30	11:30	15:45		
梓川	7:06	7:46	9:31	11:31	15:46		
木場	7:07	7:47	9:32	11:32	15:47		
梓山	7:07	7:47	9:32	11:32	15:47		
松林寺口	7:08	7:48	9:33	11:33	15:48		
梓神社前	7:08	7:48	9:33	11:33	15:48		
工業団地入口	7:09	7:49	9:35	11:35	15:49		
大日商事前	—	—	—	—	—	—	18:00
鷺宮製作所前	—	—	—	—	—	—	18:02
精英堂印刷前	—	—	—	—	—	—	18:04
サクサテクノ前	—	—	—	—	—	—	18:06
テクノセンター前	7:10	7:50	9:40	11:40	15:50	16:50	18:08
万世小学校前	7:11	7:51	9:41	11:41	15:51	16:51	18:09
牛森	7:11	7:51	9:41	11:41	15:51	16:51	18:09
桑山団地東	7:12	7:52	9:42	11:42	15:52	16:52	18:10
桑山団地中	7:12	7:52	9:42	11:42	15:52	16:52	18:10
桑山公園前	7:13	7:53	9:43	11:43	15:53	16:53	18:11
桑山団地西	7:14	7:54	9:44	11:44	15:54	16:54	18:12
アルカディア (米沢こころの病院前)	—	—	—	11:47	15:57	16:57	18:15
アルカディア口	—	—	—	—	—	—	—
鶴城高校前	—	7:58	—	—	16:00	17:00	18:18
七中前	—	7:59	—	—	16:01	17:01	18:19
金谷口	7:15	8:02	9:45	11:52	16:04	17:04	18:22
桑山団地口	7:15	8:02	9:45	11:52	16:04	17:04	18:22
片子	7:17	8:04	9:47	11:54	16:06	17:06	18:24
東大通	7:18	8:05	9:48	11:55	16:07	17:07	18:25
東一丁目	7:19	8:06	9:49	11:56	16:08	17:08	18:26
米沢駅前（東口）	—	—	—	—	—	—	—
米沢駅前	7:20	8:07	9:50	11:57	16:09	17:09	18:27
米沢営業所	7:22	8:09	9:52	11:59	16:11	17:11	
駅前四丁目	7:22	8:09	9:52	11:59	16:11	17:11	
住之江橋	7:23	8:10	9:53	12:00	16:12	17:12	
大町	7:23	8:10	9:53	12:00	16:12	17:12	
ナセBA前	7:25	8:12	9:55	12:02	16:14	17:14	
皇大神社前	7:27	8:14	9:57	12:04	16:16	17:16	
中央三丁目	7:28	8:15	9:58	12:05	16:17	17:17	
中央五丁目	7:30	8:17	10:00	12:07	16:19	17:19	
春日一丁目	7:31	8:18	10:01	12:08	16:20	17:20	
米沢市役所前	7:32	8:19	10:02	12:09	16:21	17:21	

運休日: 日曜日（5月～11月の第1日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

市民バス時刻表 万世線（下り）【冬】

【冬】米沢市役所 → 米沢駅前 → 万世（下り）

令和9年4月1日改正案

バス停名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便
米沢市役所前		8:50	11:15	13:45	14:30	15:25	17:10	17:40
春日一丁目		8:52	11:17	13:47	14:32	15:27	17:12	17:42
中央五丁目		8:53	11:18	13:48	14:33	15:28	17:13	17:43
中央三丁目		8:54	11:19	13:49	14:34	15:29	17:14	17:44
皇大神社前		8:55	11:20	13:50	14:35	15:30	17:15	17:45
ナセBA前		8:56	11:21	13:51	14:36	15:31	17:16	17:46
大町		8:57	11:22	13:52	14:37	15:32	17:17	17:47
住之江橋		8:58	11:23	13:53	14:38	15:33	17:18	17:48
駅前四丁目		8:59	11:24	13:54	14:39	15:34	17:19	17:49
米沢営業所		8:59	11:24	13:54	14:39	15:34	17:19	17:49
米沢駅前	8:10	9:01	11:26	13:56	14:46	15:36	17:21	18:00
東一丁目	—	9:02	11:27	13:57	14:47	15:37	17:22	18:01
東大通	—	9:03	11:28	13:58	14:48	15:38	17:23	18:02
片子	—	9:04	11:29	13:59	14:49	15:39	17:24	18:03
桑山団地口	—	9:06	11:31	14:01	14:51	15:41	17:26	18:05
金谷口	—	9:06	11:31	14:01	14:51	15:41	17:26	18:05
アルカディア (米沢こころの病院前)	—	9:09	11:34	14:04	14:54	—	—	
鶴城高校前	8:19	—	—	—	14:57	15:45	17:30	18:09
七中前	8:20	—	—	—	14:58	15:46	17:34	18:10
桑山団地西	8:22	9:14	11:39	14:09	15:00	15:48	17:36	18:12
桑山公園前	8:22	9:14	11:39	14:09	15:00	15:48	17:36	18:12
桑山団地中	8:23	9:15	11:40	14:10	15:01	15:49	17:37	18:13
桑山団地東	8:23	9:15	11:40	14:10	15:01	15:49	17:37	18:13
牛森	8:24	9:16	11:41	14:11	15:02	15:50	17:38	18:14
万世小学校前	8:24	9:16	11:41	14:11	15:02	15:50	17:38	18:14
テクノセンター前	8:25	9:17	11:42	14:12	15:03	15:51	17:39	18:15
大日商事前	8:27	9:19	—	—	—	—	—	
鷺宮製作所前		9:21	—	—	—	—	—	
精英堂印刷前		9:23	—	—	—	—	—	
サクサテクノ前		9:25	—	—	—	—	—	
工業団地入口		9:29	11:44	14:14	15:05	15:53	17:41	
梓神社前		9:30	11:45	14:17	15:06	15:54	17:42	
松林寺口		9:30	11:45	14:17	15:06	15:54	17:42	
梓山		9:31	11:46	14:18	15:07	15:55	17:43	
木場		9:31	11:46	14:18	15:07	15:55	17:43	
梓川		9:32	11:47	14:19	15:08	15:56	17:44	
福祉の里入口 (栄光の里入口)		9:33	11:48	14:20	15:09	15:57	17:45	
刈安		9:39						
川越石 (万世大路記念碑公園)		9:41						
米沢スキー場前		9:43						

運休日：日曜日（5月～11月の第1日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

市民バス万世線運行業務月報（令和〇年〇〇月分）

[illegible]

市民バス万世線運行業務日報

令和 年 月 日 ()	天候		記入者	⑨			
区 分					小 計		
運 転 手							
燃 料 購 入 量	ℓ		ℓ		ℓ		
普通使用料(A)	円		円		円		
使用された 回数乗車券(B) (上:市民バス/下:南回り)	円		円		円		
	円		円		円		
乗 車 人 員	人		人		人		
清 掃 業 務	清掃	No. 359		No. 335		No. 209	
	ワックス掛け	No. 359		No. 335		No. 209	
特 記 事 項							
				○○○○○○○			

令和 年 月 日 ()	天候		記入者	⑨			
区 分					小 計		
運 転 手							
燃 料 購 入 量	ℓ		ℓ		ℓ		
普通使用料(A)	円		円		円		
使用された 回数乗車券(B) (上:市民バス/下:南回り)	円		円		円		
	円		円		円		
乗 車 人 員	人		人		人		
清 掃 業 務	清掃	No. 359		No. 335		No. 209	
	ワックス掛け	No. 359		No. 335		No. 209	
特 記 事 項							
				○○○○○○○			

市民バス車両の概要

		万世線		
路線名		万世線	万世線	予備車
車両登録番号		山形 200 は 359	山形 200 は 335	山形 200 は 209
メーカー		いすゞ	いすゞ	日野
型式		2KG-LR290J4	2KG-LR290J4	PDG-KR234J2
初度登録年月		R4. 11	R2. 12	H23. 2
仕様	乗車定員	59人	59人	56人
	(座席)	(25人)	(25人)	(25人)
	(立席)	(33人)	(33人)	(30人)
	(乗務員)	(1人)	(1人)	(1人)
	車両総重量	11, 615kg	11, 535kg	11, 400kg
	長さ	8. 99m	8. 99m	8. 99m
	幅	2. 30m	2. 30m	2. 30m
	高さ	3. 03m	3. 03m	3. 07m
	段差	ノンステップ	ノンステップ	ワンステップ
総走行距離 ※ () 内年現在		196, 911km	307, 324km	557, 859km
		(R8. 3. 31)	(R8. 3. 31)	(R8. 3. 31)

事故報告書

万世線

地区乗合タクシー

自責 他責 双方過失 人身 物損 その他

米沢市	担当	担当主査	課長補佐	課長
事業者	報告者			代表者

発生月日	年 月 日() 時 分頃 天候()
発生場所	
運転士氏名	年 月 日生(歳) 勤続年数(年)
警察報告	報告なし(理由) 報告済 (警察署 担当)

自分	車両	社 番		登 録 番 号		車 種		乗客数(定員)		
		損傷・破損個所						見積額	千円	
	車内人身	氏名・生年月日	年 月 日生				勤務先			
		住所	TEL							
		負傷概要				病・医院				

相手人・車	運転者	氏名・生年月日	年 月 日生		勤務先		
		住所	TEL				
		負傷概要		病・医院			
	車両	登録番号		車種		車名	年式
		損傷状態				概算見積	
	保険	自賠責	会社名	有効期限		証書番号	
		任意	会社名	有効期限		証書番号	
		契約者	氏名	住所			

事故・故障の概要	現場略図
----------	------

※右は米沢市で記入

※副本は事業者保管

受領印	受領日	受領者名